

# 令和7年度 後期選抜入学者募集要項

福島県立安達高等学校  
〒964-0904 二本松市郭内2丁目347番地  
TEL (0243) 22-0016  
FAX (0243) 22-6314

## 1 アドミッション・ポリシー

県内の高等学校で最初のユネスコスクールである本校において、ESD活動や特別活動、部活動等に積極的に参加しようとする意欲があり、自主性と行動力を持つ次のような生徒を求めます。

- 本校で学びたいという強い意志を持ち、向学心をもって目標を達成しようとする生徒。
- 規律ある学校生活を送り、豊かな人間性を育むために努力を惜しまない生徒。
- 地域社会や人とのつながりを大切にできる生徒。

## 2 対象学科及び募集定員

| 課程  | 学科  | 後期選抜募集定員                  |
|-----|-----|---------------------------|
| 全日制 | 普通科 | 募集定員160名から、前期選抜の合格者数を除いた数 |

※ 後期選抜は、前期選抜により定員を充足しない場合に実施する。

## 3 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、前期選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）  
ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
  - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
  - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - ③ 文部科学大臣の指定した者
  - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

## 4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

## 5 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立高等学校に出願することは認めない。

## 6 出願期間

令和7年3月17日(月)から3月18日(火)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、令和7年3月18日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 7 出願に必要な書類

### (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 調査書（所定の様式）

ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することがある。

- ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）  
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

### (2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）  
ただし、「3 出願資格」(2)の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することがある。
- ③ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）  
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

### (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（所定の様式）を添付する。

### (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（所定の様式）を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

## 8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年3月17日(月)から3月21日(金)までとする。  
郵送の場合には、3月21日(金)必着とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。  
ただし、祝日は受け付けない。

## 9 県外等からの出願

- (1) 県外からの出願者は、上記7に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。  
本校校長は提出された出願書類を審査し受け付ける。
  - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類  
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（所定の様式）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
  - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類  
市町村長が発行する「住民票の写し」  
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記7に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
  - ① 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類  
市町村長が発行する「住民票の写し」  
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (3) 東日本大震災により避難している生徒等の出願については令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めにより取り扱うものとする。

## 10 願 書 受 付

- (1) 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。  
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者のみ交付する。
- (2) 志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
  - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
  - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 11 出 願 先 変 更

志願者は、令和7年3月19日(水)に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

ただし、午後4時30分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
  - ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願（所定の様式）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。  
ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合には、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- ② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた学校長は、志願者が先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
  - ③ 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことがある。
- (2) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
  - (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 13 選抜方法

調査書の審査結果、面接及び小論文の成績を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

調査書、面接、小論文の内容は以下のとおりである。

- (1) 調査書  
「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の取組内容などは総合的に評価し、点数化する。
- (2) 面接  
個人面接を実施する。  
面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（数学・英語）を含む。  
面接については点数化し、100点満点とする。
- (3) 小論文  
小論文を実施する。  
設定された問題について、その内容を整理し、自分の考えを論じる。  
小論文については点数化し、100点満点とする。

## 14 小論文・面接の日時及び会場

- (1) 日時 令和7年3月24日(月)
  - ・受付 午前8時から8時30分までに本校西昇降口で受付を済ませること
  - ・小論文 午前9時～午前10時
  - ・面接 午前10時20分～
- (2) 会場 福島県立安達高等学校
- (3) 持参物 受験票、筆記用具、上ばき

## 15 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日(火)午後3時以降に本校において発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

## 16 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。